

令和8年熊本地震に伴う 雇用保険の基本手当の特例措置について

1 ハローワークに来所できない場合は、「失業の認定日の変更」ができます。

本地震の影響により、指定された失業の認定日にやむを得ず、ハローワークに来所できなかったときは、来所可能な日に失業の認定日を変更することができます。（事前の申し出ややむを得ない理由を証明する書類は不要）

失業の認定日に来所できなかった方は、来所日の前日までの失業認定を一括で行います。

※ やむを得ない場合は、応募等の求職活動実績がなくても支給されます。

2 他のハローワークでも失業認定の手続きができます。

本地震による交通の途絶や遠隔地への避難などにより、居住地を管轄するハローワークに来所できないときは、その他のハローワークで基本手当の受給手続を行うことができます。

※ 受給手続に必要な確認書類がない場合でも手続を行うことができます。

3 「災害時における雇用保険の特例措置」があります。

事業所が本地震により直接被害を受け、一時的に離職した場合に雇用保険の基本手当を受給できる特例措置があります。

※制度利用に当たっての留意事項

本特例措置を利用して、失業給付の支給を受けた方については、雇用保険被保険者資格を取得しても、当該離職前の雇用保険の被保険者であった期間は通算されませんので、制度利用にあたっては、ご留意をお願いします。

詳細な内容や、お困りのことがあれば、ハローワークや労働局にご相談ください。